

議案第 6 5 号

北本市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

北本市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

北本市認可地縁団体印鑑条例（平成 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。